

評価の方法

(1) 評価の対象

「第5次東員町総合計画」に掲げられている施策に基づく事務事業のうち、住民生活と直接関わりが深い事務事業を評価対象と位置づけます。

(2) 評価の実施方法

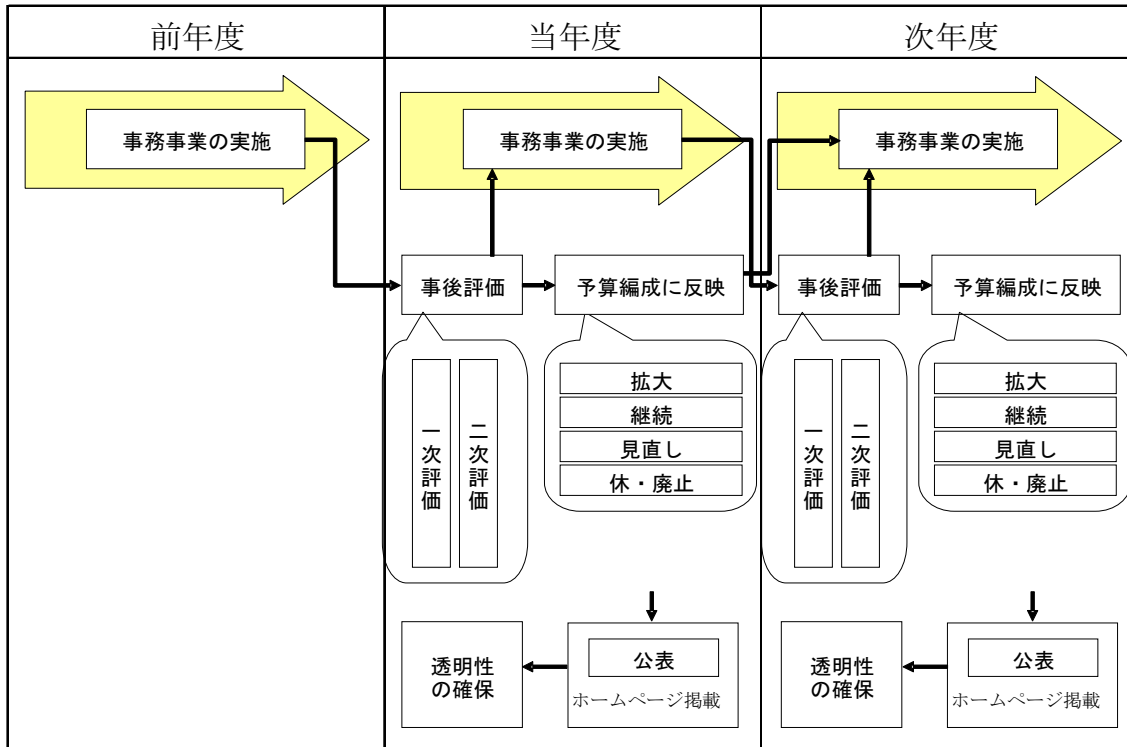
評価は、事後評価（事務事業実施後の時点での評価）で、事務事業評価シートにより、一次評価及び二次評価を実施しています。

(3) 評価の主体

事務事業を担当する所管課（室）は、課長が一次評価、部長が二次評価を行い、翌年度からの事務事業の改革・改善と予算への反映に役立てます。

また、施策評価として、この事務事業評価をもとに担当部長が担当分野の施策の「選択と集中」についての評価を行い（施策の「選択と集中」とは“あれもこれも”という考え方ではなく、財政難の折、必要な場所に力点を置いて効率的に施策を展開する現代的な要請に基づいた手法のこと）、そのあり方について方針を出す手法を検討しています。

【行政評価の手順】



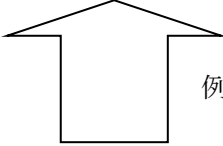
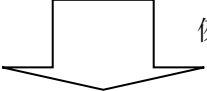
(4) 客観性の確保

本町の行政評価では、マネジメントの責任と権限を明らかにするという観点から、事後評価の実施にあたっては庁内における二次評価までの自己評価としていますが、今後は、町民や専門家を含めた外部評価の仕組みを導入し、外部の目による評価と点検のあり方を確立していくことを検討します。

(5) 評価の項目と結果の見方

① 公的関与

評価シートの中に「公的関与のあり方」を選択する部分がありますが、その詳細は以下の表のようになっています。これにより事務事業の「必要性」等を判断する指針としています。

事務事業の性質		濃：公 淡：民	事務事業の性質	
1	法律で実施が義務づけられている事務事業		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ○町営住宅整備事業 ○学校給食 ○祭・イベント等の企画・運営 </div> <div style="text-align: center;">  <p>例えば</p> </div>	
2	受益の範囲が不特定多数の住民におよび、サービス対価の徴収ができない事務事業			
3	住民が社会生活を営む上で必要な生活環境水準の確保を目的とした事務事業			
4	住民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは住民の不安を解消するために、必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業			
5	個人のみだけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網を整備する事務事業		6	住民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではそのすべてを負担しきれず、これを補完する事務事業
<div style="text-align: center;">  <p>例えば</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ○条例制定 ○防災無線整備事業 ○許認可・審査事業 ○相談事業 ○福祉タクシー券助成事業 </div>			7	民間のサービスだけでは町域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業
			8	町の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事務事業
			9	特定の住民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて、対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業

②評価の基準

評価の基準は、「必要性」、「有効性」、「達成度」、「効率性」の4つの項目を取り入れています。それぞれ4点から1点の間で評価点数を出していますが、これは任意に評価者が点数を付ける方法ではなく、以下に示すチェック項目をチェックすることにより自動的に点数を算出する方式を採用しています。

【個別評価と総合評価の評価基準】

評価基準		高 ←————→ 低			
個別評価	必要性	4	3	2	1
	有効性	4	3	2	1
	達成度	4	3	2	1
	効率性	4	3	2	1

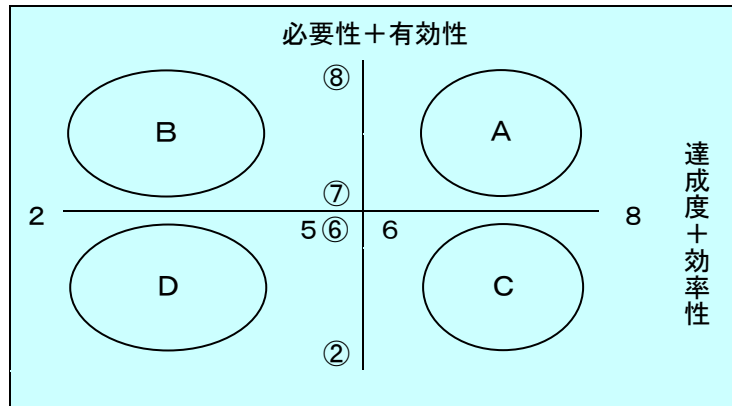
個別評価	総合評価
4：「適切・十分」	A
3：「おおむね適切・おおむね十分」	B
2：「やや不適切・やや不十分」	C
1：「不適切・不十分」	D

また、総合評価（A～D）の形成手法は、必要性+有効性の合計と、達成度+効率性の合計をXY軸座標に落としてできる4象限のグループ化分析を行います。これは、例えば、個別評価で（3 3 3 3）という評価結果がみられた場合、必要性+有効性=6、達成度+効率性=6で、次表にあてはめると総合評価は「C」と判定され、個別評価における職員の説明力を十分必要とし、住民へのアカウントビリティ（説明責任）を重視する手法となっています。

【チェック項目】

	視 点
必要性	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業開始時の目的を概ね達成するなど実施意義が低下している。 2. 社会情勢の変化など時の経過とともに事業開始時の目的が変化してきている。 3. 利用者、対象者の減少など住民ニーズの低下傾向がみられる。 4. 住民ニーズを上回るサービス提供となっている。 5. 国や他市町と比較するとサービスの対象や水準を見直す余地がある。 6. 国や県のサービスと重複している。 7. 民間のサービスと競合している。 8. 厳しい財政状況の中、実施する緊急性が認められない。
有効性	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。 2. 施策への貢献度が著しく高いとはいえない。 3. 施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。 4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。
達成度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業開始時の目標設定に比べて進捗状況が劣っていると思う。 2. 事業開始時の目標に比べて成果があまり上がっていないと思う。 3. 概ね目標を達成していると思う。 4. 十分に目標を達成していると思う。
効率性	<ol style="list-style-type: none"> 1. 効果に比べてコストが高い（他市町や類似業務を行う民間に比べて）。 2. 現在の事業実施主体の他に効率的に事業を実施できる主体がある。 3. 他の実施主体のノウハウを活用できる。 4. 他の実施主体を活用しても公平性・公正性等が担保され、行政責任が問われない。 5. 事業実施している人員、手段等の見直しによりコスト削減の余地がある。 6. 電子化等の事務改善によりコスト削減の余地がある。 7. 契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。

【総合評価の形成方法】



③評価結果と今後の方向との関係

評価結果は、先述のようにA、B、C、Dで算出されます。

今後の方向性は「休・廃止」、「継続」、「見直し」、「拡大」のいずれかに○印をつけています。これは、次年度以降の当該事務事業の方向性を示しているもので、評価結果が「D」であっても、住民福祉の向上に必要なものなど事務事業の内容によって「拡大」することもありうるため、総合評価結果と今後の方向性は必ずしも一致するものではないことを表してします。